

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 日

亀 岡 市 長      桂    川    孝    裕

亀岡市条例第 1 5 号

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の  
一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 7 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改め、同号ただし書中「1 4, 5 0 0 円」を「1 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「1 0 0 円」を「4 3 3 円」に、「第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 3 8 3 円を、第 3 号から第 6 号まで」を「第 2 号から第 5 号まで」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表中

「

| 円          | 円          | 円          |
|------------|------------|------------|
| 1 2, 9 0 0 | 1 3, 7 0 0 | 1 4, 5 0 0 |
| 1 1, 3 0 0 | 1 2, 1 0 0 | 1 2, 9 0 0 |
| 9, 7 0 0   | 1 0, 5 0 0 | 1 1, 3 0 0 |

」

を

「

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 円<br>13,340 | 円<br>14,170 | 円<br>15,000 |
| 11,670      | 12,500      | 13,340      |
| 10,000      | 10,840      | 11,670      |

」

に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例第4条に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。
- 3 令和8年4月1日から施行日の前日までの間において、改正前の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（令和8年4月1日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（令和8年4月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の  
一部を改正する条例要綱

1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、次のとおり改正することとした。

(1) 非常勤消防団員の補償基礎額表を次のように改めることとした。

| 階 級           | 勤続年数        |                |             |
|---------------|-------------|----------------|-------------|
|               | 10年未満       | 10年以上<br>20年未満 | 20年以上       |
| 団 長 及 び 副 団 長 | 円<br>13,340 | 円<br>14,170    | 円<br>15,000 |
|               | 12,900      | 13,700         | 14,500      |
| 分団長及び副分団長     | 11,670      | 12,500         | 13,340      |
|               | 11,300      | 12,100         | 12,900      |
| 部長、班長及び団員     | 10,000      | 10,840         | 11,670      |
|               | 9,700       | 10,500         | 11,300      |

上段：改正後  
下段：改正前

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正を行うこととした。

2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。